

阪神水道企業団規約新旧対照表

(下線部分は、変更部分)

変更案	現 行
<p>(企業団を組織する市)</p> <p>第2条 企業団は、次の市をもつて組織する。</p> <p>神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 <u>宝塚市</u></p> <p>(議会の議員の定数)</p> <p>第6条 議会の議員（以下「議員」という。）の定数は15人とし、企業団を組織する市から選出する議員の数は、次のとおりとする。</p> <p>神戸市 8人 尼崎市 <u>3人</u> 西宮市 2人 芦屋市 1人 <u>宝塚市 1人</u></p> <p>(議員の選任の方法)</p> <p>第7条 前条の企業団を組織する市から選出する議員は、それぞれの市議会においてその市議会議員のうちから選挙する。</p>	<p>(企業団を組織する市)</p> <p>第2条 企業団は、次の市をもつて組織する。</p> <p>神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市</p> <p>(議会の議員の定数)</p> <p>第6条 議会の議員（以下「議員」という。）の定数は15人とし、企業団を組織する市から選出する議員の数は、次のとおりとする。</p> <p>神戸市 8人 尼崎市 <u>4人</u> 西宮市 2人 芦屋市 1人</p> <p>(議員の選任の方法)</p> <p>第7条 前条の規定により企業団を組織する市から選出する議員のうち、それぞれ1人は市長をもつて充て、<u>その他の議員は、それぞれの市議会においてその市議会議員のうちから選挙する。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、芦屋市にあつては、市長とその市議会との協議により、市長に替えて市議会においてその市議会議員のうち</u></p>

変更案	現 行
<p>(議員の任期)</p> <p>第8条 議員の任期は、企業団を組織する市の議会の議員としての在職中とする。</p> <p><u>(運営協議会の設置)</u></p> <p>第15条の2 企業団の事務に関する特に重要な事項を協議するため、<u>運営協議会を置く。</u></p> <p>2 <u>運営協議会は、企業団を組織する市の長で構成する。</u></p> <p>3 <u>運営協議会に管理者会を置く。</u></p> <p>4 <u>運営協議会に必要な事項については、別に定める。</u></p>	<p><u>から選挙した者を議員とすることができる。</u></p> <p>(議員の任期)</p> <p>第8条 議員の任期は、<u>前条に規定する市長及び企業団を組織する市の議会の議員としての在職中とする。</u></p>

阪神水道企業団規約

(企業団の名称)

第1条 この企業団は、阪神水道企業団（以下「企業団」という。）という。

(企業団を組織する市)

第2条 企業団は、次の市をもつて組織する。

神戸市

尼崎市

西宮市

芦屋市

(企業団の目的)

第3条 企業団は、上水道事務の一部（各市に至る配水管まで。）を共同処理することを目的とする。

(企業団の事務所の位置)

第4条 企業団の事務所は、神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号に置く。

(議会)

第5条 企業団に議会を置く。

(議会の議員の定数)

第6条 議会の議員（以下「議員」という。）の定数は15人とし、企業団を組織する市から選出する議員の数は、次のとおりとする。

神戸市 8人

尼崎市 4人

西宮市 2人

芦屋市 1人

(議員の選任の方法)

第7条 前条の規定により企業団を組織する市から選出する議員のうち、それぞれ1人は市長をもつて充て、その他の議員は、それぞれの市議会においてその市議会議員のうちから選挙する。

2 前項の規定にかかわらず、芦屋市にあつては、市長とその市議会との協議により、市長に替えて市議会においてその市議会議員のうちから選挙した者を議員とすることができる。

(議員の任期)

第8条 議員の任期は、前条に規定する市長及び企業団を組織する市の議会の議員としての在職中とする。

(補欠選挙)

第9条 企業団を組織する市の議会において選挙された議員に欠員を生じたときは、すみやかに補欠選挙を行なう。

(選挙の告示)

第10条 議員の選挙は、企業長の告示によつて行なう。

(議会の職員)

第11条 議会に必要な職員を置く。

(企業長)

第12条 企業団に企業長を置く。

- 2 企業長は、企業団を統轄し、これを代表する。
- 3 企業長は、議会において選挙する。
- 4 企業長の任期は、4年とする。

(副企業長)

第13条 企業団に副企業長1人を置く。

- 2 副企業長は、企業長を補佐し、企業長に事故があるとき、又は企業長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 副企業長は、議会の同意を得て企業長が選任する。
- 4 副企業長の任期は、4年とする。

(補助職員)

第14条 企業団に必要な職員を置き、企業長が任免する。

- 2 前項の職員の定数は、条例で定める。

(監査委員)

第15条 企業団に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員の任期は、2年とする。
- 3 監査委員の事務を補助させるため必要な職員を置く。

(経費の支弁の方法)

第16条 企業団の経費は、次の収入をもつて充てる。

- (1) 分賦金
- (2) 企業債

- (3) 出資
- (4) 補助金
- (5) その他の企業団に属する収入
(分賦金)

第17条 企業団を組織する市に対する分賦金は、分賦基本水量と給水量を基準として分賦する。

- 2 分賦金の分賦割合及び分賦基本水量は、議会の議決を経て定める。
(出資等)

第18条 企業団を組織する市が出資又は長期の貸付けをする場合の額及び割合は、議会の議決を経て定める。

(給水)

第19条 企業団は、企業団を組織する市に対し分賦基本水量を標準として給水するものとする。

附 則 (昭和37年9月13日)

(施行期日)

- 1 この規約は、昭和37年10月1日から施行する。
- 2・3 (省略)

(中略)

附 則 (平成19年3月30日)

この規約は、平成19年4月1日から施行する。